

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

国東市長 松井 督治

市町村名 (市町村コード)	国東市 (442143)
地域名 (地域内農業集落名)	竹田津干拓 (鬼籠、櫛海)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者(目標地図に位置付ける者)が地域の農地を耕作していく中で特に問題はないが、基盤整備事業により効率化を図りながら農業経営を行っていくようになるため、高収益性作物の取組みによる作物の選定が必要になる。
【地域の基礎的データ】
 農業者:2人(うち50歳代以下1人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体、従業員等5人
 主な作物:水稲、かんしょ、WCS、たまねぎ

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の農業を担う者(目標地図に位置付ける者)を中心に引き続き水稲を栽培しながら、農地を維持していく。園芸品目であるたまねぎについても、品種や販路を考慮しながら、機械化が可能な部分があれば、拡大を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地の内、農業上の利用が行われる農地を区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地利用は、地域内の農業を担う者(目標地図に位置付ける者)である認定農業者及び集落営農法人等が担いながら、必要に応じて農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の農業を担う者(目標地図に位置付ける者)が農地の集積を行う場合は、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・平成28年度～実施中 ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図る。 ・暗渠排水事業により農地の乾田化を行い、多様な作物栽培の取組みを行う。 ・パイプライン化の事業により、農作物の品質向上に務める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存の保全組織並びに自治会等と協力しながら地域ぐるみで農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業支援サービスを行う事業体の情報を集約し、地域内で共有することで、作業委託を必要とする経営体等が積極的に活用できる環境整備を行う。これにより、地域全体の農業経営を維持することで、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑧整備した暗渠排水により農地の乾田化を行い、多様な作物栽培の取組みを行う。また、パイプライン化の事業により、農作物の品質向上に務める。
 ⑨現在行っている耕畜連携を引き続き地域で取り組みながら継続していく。